



Colors, Future!
いろいろって、未来。

川崎市

発注者・解体工事業者の皆様へ

看板	工事現場には必ず 標識(解体工事業者登録票または建設業の許可票) 、 建設リサイクル法の届出済のシール を掲示してください。 また、産業廃棄物を保管する際は、「産業廃棄物保管場所」の掲示板を設置してください。 (建築物等：まちづくり局指導部建築管理課 本庁舎18階 044-200-3088) (土木工事等：建設緑政局総務部技術監理課 本庁舎17階 044-200-2764)
残存物品	建物内の残存物品は、発注者が 解体工事施工前までに処分 しなければならない廃棄物です。
アスベスト	石綿(アスベスト)使用建材の有無について、 事前調査結果の報告 が必要です。また、解体工事等の規模によっては、法・条例に基づく届出が別途必要な場合があります。詳しくは裏面の「 アスベスト関係の報告・届出について 」のサイトをご確認ください。施工にあたっては、粉じん公害等が発生しないよう十分な注意を払ってください。なお、発生した廃石綿等については、 特別管理産業廃棄物等として適正に処分 しなければなりません。 (環境局環境対策部環境対策推進課 本庁舎20階 044-200-2526) (環境局生活環境部廃棄物指導課 本庁舎20階 044-200-2596)
フロン類	フロン類を使用している業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器 は、解体工事前にフロン類の回収をしなければなりません。フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼し、フロン類が回収済みであることを確認してください。 (神奈川県環境農政局環境部環境課 大気・交通環境グループ 045-210-4111)
PCB	PCBを使用した機器 は当該PCB廃棄物の 保管者 がPCB特措法に従って定められた期間内に 処分 してください。(環境局生活環境部廃棄物指導課 本庁舎20階 044-200-0159)
近隣	一定規模以上の建設工事で近隣自治会等との事前手続きが定められている場合は、その手続きを済ませた上で工事に着手してください。特に定めがなくても工事規模及び現場状況等を考慮し、発注者と協議し工事内容・工事期間・工事時間等を 近隣によく説明したうえで施工 してください。
防塵	施工にあたっては、 仮囲い・散水・敷設板設置 を行って資材の飛散及び粉じんの拡散による 近隣・歩行者等への被害防止 に留意してください。工事現場からの搬出車両のタイヤに付着した泥の飛散防止等に努めてください。
騒音・振動	鉄筋コンクリート造等の強固な建築物の解体作業においては、できるだけ 騒音・振動の少ない工法 を選択し、近隣への迷惑を低減するように努力してください。なお、 使用機械(ブレーカー等) によっては、特定建設作業に該当し、 届出が必要 となります。(環境局環境対策部環境保全課 本庁舎20階 044-200-2525)
道路	特に搬出経路の幅員が狭い場合・通学路に指定されている場合等は、 道路占用許可、道路使用許可 を得て通行止め等を行うほか、交通整理員を適切な位置に配置するなどの対策を講じてください。(各区の道路公園センター、警察署) また、施工にあたっては、 道路施設損傷防止 に努めてください。なお、道路施設を損傷させてしまった場合は、ご連絡ください。(各区道路公園センター)
給水管等	解体工事を行う前には 埋設管の調査 を必ず行い、破損事故防止に努めてください。また、給水管等の撤去工事を実施する場合は、指定給水装置工事業者による 工事申請 を行ってください。(各区所管のサービスセンター) 水道メーター を取り外す場合は、 紛失・盗難 に十分ご注意ください。
関係法令	その他、関係法令を遵守し、工事を施工してください。

【裏面もご覧ください】



●道路

「工事に係る道路施設の点検及び損傷の連絡について」

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000174515.html>

【各区の道路公園センター】

川崎区役所道路公園センター	0 4 4 - 2 4 4 - 3 2 0 6
幸区役所道路公園センター	0 4 4 - 5 4 4 - 5 5 0 0
中原区役所道路公園センター	0 4 4 - 7 8 8 - 2 3 1 1
高津区役所道路公園センター	0 4 4 - 8 3 3 - 1 2 2 1
宮前区役所道路公園センター	0 4 4 - 8 7 7 - 1 6 6 1
多摩区役所道路公園センター	0 4 4 - 9 4 6 - 0 0 4 4
麻生区役所道路公園センター	0 4 4 - 9 5 4 - 0 5 0 5



●給水管等

<https://www.city.kawasaki.jp/800/category/226-21-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

【各区所管のサービスセンター】

川崎区、幸区、中原区	→ 南部サービスセンター	0 4 4 - 5 4 4 - 5 4 3 3
高津区、宮前区	→ 中部サービスセンター	0 4 4 - 8 5 5 - 3 2 3 2
多摩区、麻生区	→ 北部サービスセンター	0 4 4 - 9 5 1 - 0 3 0 3



●アスベスト関係の報告・届出について

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000016948.html>

